

山元町低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の規定により実施する低入札価格調査に関し、法令等で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれ又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれの有無について判断するために実施する調査をいう。
- (2) 工事発注課 工事の設計、積算、監督等を担当する課をいう。
- (3) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準価格 第1号に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれ又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると判断する基準になる価格をいう。
- (5) 最低価格入札者 総合評価競争入札（山元町建設工事総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札試行要綱（令和6年山元町告示第35号。以下「総合評価競争入札実施要綱」という。）第1条に規定する総合評価競争入札をいう。以下同じ。）による入札における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (6) 最高評価値者 総合評価競争入札実施要綱第11条第1項の規定による総合評価競争入札において落札者となるべき評価値の最も高い者をいう。
- (7) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう（失格基準価格を下回る価格をもって入札した者を除く。）。

(低入札価格調査の対象の工事)

第3条 低入札価格調査の対象の工事は、総合評価競争入札その他町長が認める工事とする。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 設計額の直接工事費の額に10分の9.5（解体工事の場合にあつては、10分の7.5）を乗じて得た額

- (2) 設計額の共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 設計額の現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 設計額の一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず町長が特に必要があると認めるときは、工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で、調査基準価格を適宜定めることができる。

3 前2項の規定により算出された調査基準価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とし、当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 設計額の直接工事費の額に10分の9（解体工事の場合にあっては、10分の7）を乗じて得た額
- (2) 設計額の共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (3) 設計額の現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 設計額の一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

2 失格基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査を実施せずに失格とする。

(予定価格調書への調査基準価格等の記載)

第6条 町長は、低入札価格調査の対象の工事については、予定価格を記載した予定価格調書に、調査基準価格、失格基準価格等の低入札価格調査の基準となる具体的な金額を記載するものとする。

(入札者への周知)

第7条 町長は、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、低入札価格調査の対象の工事である入札に係る公告又は通知に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定の有無
- (3) 失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は失格となること。
- (4) 最高評価値者が低価格入札者となったときは、低入札価格調査を実施の上、落札者としての決定を行うこと。
- (5) 低入札価格調査の結果によっては、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (6) 低入札価格調査の実施対象となった低価格入札者（以下「被調査者」という。）は、当該低入札価格調査に協力する義務を負うものとし、協力しない被調査者は、失格とすること。

(入札の執行)

第8条 入札執行者（町長又はその委任を受けて入札を執行する者をいう。以下同じ。）は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上、後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、設計額及び予定価格は、契約の相手方が決定するまで公表しないものとする。

2 前項の場合において、低価格入札となる入札価格のうち、当該入札価格が失格基準価格を下回るときは、当該入札者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

3 前項の場合において、入札執行者は、全ての入札者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回ったときは、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

（調査委員会）

第9条 前条第1項の規定により落札の決定が保留となったときは、当該入札によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、山元町低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会の組織は、山元町契約業者指名委員会規程（昭和51年山元町規程第2号）第2条の規定により設置される契約業者指名委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。

3 調査委員会の会議の運営は、山元町契約業者指名委員会規程第5条の規定を準用して行うものとし、事務局は、企画財政課に置く。

（低入札価格調査の実施）

第10条 調査委員会の委員長は、低価格入札があったときは、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。

2 前項に規定する低入札価格調査に関する調査事項（以下「調査事項」という。）は、次に掲げるとおりとし、工事発注課が当該調査を行うものとする。この場合において、被調査者は、調査事項に関する書類（以下「調査関係書類」という。）の提出に際し、自らの低入札価格の内容を立証するために必要と認める書類を提出しなければならない。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳書及び積算書比較等の詳細な検討状況
- (3) 就労者の供給に関する事項
- (4) 手持工事等の状況
- (5) 資材（機器）、設備等の調達に関する事項
- (6) 手持資材、機械及び設備に関する事項
- (7) 建設副産物に関する事項
- (8) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況並びに履行状況
- (9) その他必要な事項

3 工事発注課は、調査関係書類の受領後、被調査者から事情聴取等を行い、低入

札価格調査票を作成の上、調査委員会に報告するものとする。

- 4 前項の事情聴取等は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を確認するために実施するものとし、必要に応じ複数回実施することができるものとする。

(書類の提出)

第11条 被調査者は、開札日から起算して3日以内（山元町の休日を定める条例（平成2年山元町条例第19号）第1条に規定する町の休日は除く。）に、調査関係書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出期日を別に指定したときは、当該期日までに提出しなければならない。

- 2 工事発注課は、被調査者が正当な理由なく前項の規定による期日までに調査関係書類を提出しなかったとき、又は前条第3項及び第4項の事情聴取等に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止し、被調査者を失格とする。

- 3 工事発注課は、低入札価格調査の実施に当たり、前2項の規定について被調査者に説明等を行うものとする。

(調査委員会の審議)

第12条 調査委員会は、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるか著しく不相当であるかどうかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定する。

(落札者の決定等)

第13条 町長は、前条の規定により調査委員会が低価格入札者と請負契約を締結することが適当である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者を通知するものとする。

- 2 町長は、前条の規定により調査委員会が低価格入札者と請負契約を締結することが不相当である旨の決定をしたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により手続を進めることとする。

- (1) 他に低価格入札者がいる場合 前条の規定により不相当とされたものを除く低価格入札者のうち、最低で入札した者に対して前3条の規定による手続を行う。

- (2) 他に低価格入札者がいない場合 前条の規定により不相当とされたものを除く入札者であって、予定価格から調査基準価格までの範囲内の価格で入札した者のうち、最低で入札した者を落札者とする。

(契約時の取扱い)

第14条 低入札価格調査を実施した工事について、契約保証金として徴する金額は、契約金額の100分の30以上の額とし、前金払できる金額は、契約金額の100分の20以内の額とする。

(契約後の取扱い)

第15条 工事発注課は、低入札価格調査を実施した工事の執行に当たっては、国が定める施工体制台帳等活用マニュアルに基づく施工体制台帳の確認、ヒアリング等を実施するとともに、技術者の現場専任制の徹底、一括下請負に関する点検の強化等を特に重点的に実施するなど、対象の工事の監督体制等の強化に努めるものとする。

2 工事発注課は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いを原則とし、あらかじめ提出させた施工体制台帳、施工計画書等の記載内容に沿った施工が実施されているか確認を行うとともに、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由等について確認の上、適切な指導を行うものとする。

(情報の公開等)

第16条 町長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定により、低入札価格調査制度に係る情報について閲覧の方法をもって公表するものとする。

2 町長は、最低価格入札者を落札者とせず、その次順位者を落札者としたときの経緯及び理由については、概要書で公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第17条 町長は、落札者の決定後に当該落札者が虚偽の調査関係書類等を提出し、若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかになったときは、山元町建設工事入札参加登録業者等指名停止措置要領（平成21年山元町告示第76号）に基づく指名停止等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。